

= はじめに =

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

= 目 次 =

1. 重大事故情報 = 5件 (11月7日～11月25日分)

- (1) 乗合バスの乗客が車外へ転落した事故
- (2) 乗合バスがオートバイと衝突した事故
- (3) 貸切バスの運転者が酒気帯び運転
- (4) 貸切バスが中央分離帯に衝突した事故
- (5) 海上コンテナを積載したトレーラが横転した事故

2. 「重大事故情報」のその後

トラック運転者のわき見による正面衝突事故 (平成22年2月26日配信分)

【1. 重大事故情報 = 5件】 (11月7日～11月25日分)

(1) 乗合バスの乗客が車外へ転落した事故

11月22日午前11時10分頃、広島県のバス停において、乗客10名を乗せた乗合バスが乗降扱い中、乗客1名(69才、男性)が中扉(乗車用)から車外へ転落した。

この事故により、転落した乗客が道路縁石に頭部を打ち、その後病院へ搬送されたが死亡した。

事故当時、当該乗合バスの運転者は、車内後方より音がしたため確認したところ、転落した乗客に気づいた模様。

なお、事故を目撃した乗客の話によると、転落した乗客は中扉の前側の座席に座っていたが、当該乗合バスが停車中、手提げ鞆と傘を持って立ち上がった後、ふらふらした状態で後ずさりし、中扉から転落したとのこと。

(2) 乗合バスがオートバイと衝突した事故

11月25日午前8時頃、茨城県において、乗合バスが乗客8名を乗せ運行中、信号機のない丁字路を右折しようとしたところ、対向してきたオートバイと衝突した。

この事故により、当該オートバイの運転者が死亡した。

当該バスの乗員、乗客に負傷はなし。

当該バスの運転者は、当該丁字路において、対向の乗用車を1台やり過ぎした後、前方に当該オートバイを確認したが、大丈夫と判断し右折したため事故が発生した模様。

(3) 貸切バスの運転者が酒気帯び運転

1月7日、京都府において、貸切バスの運転者が点呼未実施の状態です貸切バスに乗務していたため、この運転者が所属する営業所の運行管理者がこの運転者に対して改めて点呼を実施したところ、酒気帯びの有無の確認の際に用いたアルコール検知器により、当該運転者の呼気から0.14mg/リットルのアルコールが検知されたことが判明した。

この乗務による事故はなし。

当該運転者は、乗務前に出庫準備をしている際、忘れ物に気付いたため、運行管理者の指示により、忘れ物を取りに自宅に戻った後、他の運転者により出発地点まで運行した当該バスの乗務を開始した。

当該運転者は、点呼未実施が判明するまでの間に、京都市内から西宮市内間の67.3キロメートルを走行した模様。

(4) 貸切バスが中央分離帯に衝突した事故

1月22日午後4時35分頃、茨城県の高速道路において、貸切バスが乗客8名を乗せ、片側3車線のうちの中央車線を走行中、ハンドル操作を誤り中央分離帯のガードレールに衝突した。

この事故により、乗客のうち1名が足の骨を折る重傷で入院。他の乗客は当該事業者の他のバスにて病院へ行った後、かすり傷程度であったため当初の目的地へ向かった。

当該バスの運転者(69才)は、事故直前に飲み物を飲んでむせたことによりハンドル操作を誤った模様。

(5) 海上コンテナを積載したトレーラが横転した事故

1月18日午後1時50分頃、神奈川県において、40フィート国際海上コンテナを積載したセミトレーラをけん引したトラクタが、丁字路を時速25キロメートルで左折したところ、当該セミトレーラが積載したコンテナとともに右側に横転した。

この事故により、当該トラクタの運転者が軽傷を負った。

当該トレーラのコンテナ内には、輸出用の廃プラスチック(26トン)がほぼ満載状態で積載されていた模様。

【2. 「重大事故情報」のその後】

- * 以前にこのメルマガで紹介した重大事故情報のその後の情報をお知らせします。

トラック運転者のわき見による正面衝突事故(平成22年2月26日配信分)
= 事故概要 =

2月23日午前7時30分頃、広島県で、大型トラックと軽自動車正面衝突する事故が発生した。この事故により、軽自動車の運転者と同乗していた2名の計3名が死亡した。その後の警察の調べで、当該トラック運転者がわき見運転でセンターラインをオーバーしたとして、自動車運転過失傷害の疑いで当該トラック運転者を現行犯逮捕した。その後の調査によると、緩やかな左カーブに差し掛かったとき、煙草の火が足下に落ち振り払いおとしたために、わき見運転となったとのこと。

= その後の情報 =

運送事業者に対して監査を実施したところ、運送事業者が事業用自動車の運転者に対して運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な運行に関する技能及び知識を習得させる等の指導監督義務違反のほか、過労防止措置義務違反、点呼の実施義務違反等が確認されたため、130日車の車両使用停止処分を行った。

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

【参考】

* 自動車交通局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)